**光工学業績賞・功績賞（高野榮一賞）規程**

１．本規程は，高野榮一氏の応用物理学会への寄付金をもとに，下記研究分野において，顕著な研究業績をあげ当該分野の発展に寄与した者，当該分野の学問や産業の発展に長年にわたり貢献した者に対して行う表彰に関して定めたものである．

２．表彰対象研究分野は光工学における卓越した技術や先進的な学術に関わるものとし，名称を「光工学業績賞・功績賞（高野榮一賞）」（以下，本表彰という）とする．

３．本表彰は，２項の研究分野において，新しい技術の開発，発明，新原理の発見，または卓越した実証システムの構築等において顕著な業績をあげた者に対して業績賞，当該分野の学問や産業の発展に長年にわたり貢献した者に対して功績賞を授与し，その業績，功績をたたえることを目的とする．

４．受賞対象者は，原則，主として日本国内で研究活動を行う応用物理学会会員および分科会会員とする．

５．表彰は，業績賞および功績賞のそれぞれについて毎年１件以内とし，原則として，応用物理学会春季学術講演会で表彰を行う．

６．受賞者には，賞状を授与し，記念品および賞金５０万円を贈呈する．

７．表彰は，応用物理学会光工学業績賞・功績賞（高野榮一賞）表彰委員会委員長名および応用物理学会会長名で行う．

８．業績賞の表彰対象者は，自薦または他薦の一般公募による者，本表彰委員長が委嘱した推薦委員から推薦された候補者，及び過去２年間表彰候補となった者の中から選ぶ．また，功績賞の表彰対象者は，本表彰委員長が委嘱した推薦委員から推薦された候補者，及び過去２年間表彰候補となった者から選ぶ．

推薦委員は，高野榮一光科学基金委員会委員，本功績賞受賞者，応用物理学会フォトニクス分科会幹事経験者，その他本表彰委員長が適当と認めた者から，高野榮一光科学基金委員長と協議により決める．ただし，本表彰委員会委員を除く．

９．選考規程は，別途定める．

１０．本表彰の設立資金は高野榮一氏の寄付金とし，賞の運営に必要な基金が不足した場合は本表彰を廃止する．

１１．本規程は，光工学業績賞・功績賞（高野榮一賞）表彰委員会および高野榮一光科学基金委員会の議を経て，応用物理学会総務担当理事の承認をもって改正することができる．